

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十五年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 テックランド天理店

所在地 天理市嘉幡町六六五番三ほか

二 天理市から聴取した意見の概要

1 天理市の関係各課と株式会社ヤマダ電機が締結している天理市開発指導要綱に基づき、開発事前協議事項及び大規模小売店舗立地法等の関係法令を遵守すること。

2 商品の搬出入時に伴う自動車騒音については、地域の生活環境に配慮すること。また、来客者の自動車についても、住民の迷惑にならないように対策を講じること。

3 当該地の周辺道路は、児童生徒の通学路ではないが、下校後、日常的に利用することから、交通安全対策について万全を期すよう指導すること。

4 児童生徒の出入り及びたまり場になる可能性があることから、学校や関係機関との生徒指導及び青少年の健全育成に協力すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十五年二月十二日から同年三月十二日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで